

府 食 219 号  
令和7年3月27日

内閣総理大臣  
石破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて（回答）

令和7年3月18日付け消食基第203号により当委員会に対し照会された、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）の改正（令和6年12月10日施行）により同府令別表第3に「総合栄養食品」が定められたことに伴う規定の適正化のための改正であり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。